

つなぐ



袋井特別支援学校
支援連携課便り ③
令和5年8月21日

本校には、療育手帳とあわせて身体障害者手帳を持っている児童生徒が多くいます。今回は、身体障害者手帳についてお知らせします。

I 手帳のこと ③身体障害者手帳

＜身体障害者手帳の等級は？＞

身体障害者手帳の障害程度等級は、最も重い1級から最も軽い6級まであります。

＜身体障害者手帳の申請はどうするの？＞

- 必要書類等 ・ 県知事指定の医師による身体障害者手帳用の診断書・意見書
・ 顔写真 ・ マイナンバーカード ・ 認め印

○各市町の窓口で申請書を受け取り、交付申請の申し込みをする。

磐田市：i プラザ（総合健康福祉会館）3階

担当窓口

磐田市福祉課障害福祉グループ

各支所市民生活課市民生活グループ

袋井市：市役所1階しあわせ推進課障がい者福祉係

浅羽支所市民サービス課市民サービス係

掛川市：掛川市役所 福祉課 障がい福祉係

森 町：森町役場福祉課地域福祉係



県知事が交付



＜更新はあるの？＞

基本的に更新はありませんが、障害の程度が変化したときや手帳と異なる障害が追加されたときは、手帳の再認定が必要です。障害の程度が軽減し、等級に該当しなくなったときにも手続きが必要になります。

＜身体障害者手帳のメリットは？＞

療育手帳同様、福祉サービス利用の手続きがスムーズに進みます。



また、以下のような割引や助成などを受けることができます。

- 医療費助成 ○税の優遇措置 ○補装具費支給・日常生活用具給付 ○交通機関の運賃割引
- 動物園などの施設利用料の減免 ○施設への入所、通所 ○特別児童扶養手当などの受給
- 障害者就労 など

一例ですが、動物園などの施設利用料の減免では、浜松市動物園は、大人1人500円のところ、障害者手帳を持っていれば本人と介護者1名が無料になります。

次回：学齢期に利用できる障害福祉サービス

